

鳥取県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
いずみ薬局	米子市皆生温泉一丁目12-22	平成24年3月1日
みやなが薬局	鳥取市宮長13-7	平成24年4月1日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1400	〃
かくばんちょう薬局	米子市角盤町三丁目131	〃
子育て長田こどもクリニック	米子市上後藤七丁目1-58	〃
徳吉薬局さかえまち	鳥取市栄町210	平成24年4月2日
わたなベクリニック	鳥取市南隈164	平成24年4月11日
アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈163-3	〃
わたなべ皮膚科	境港市蓮池町85-1	平成24年4月17日